

二旬に亘る労働争議

大電側の譲歩解決

府警部の仲介で職工側も漸く承諾 職工側の要求殆ど容らる

去月二十八日以来二十日に亘って紛糾に紛糾を重ね波瀾に波瀾を生じ遂に流血の惨を見た前代未聞の罷業として多数人士の焦点の的となった大電側従業員の労働争議も田中警務部長の仲裁に依つて此處に圓滿なる解決の曙光を見るに至つた

四 會社従業員として労働團體に加入せざる者は各個人交渉を爲すこと

五 交渉不調の専らと雖も調停を以て其の争議に關しては解雇を爲し又は同業業を爲さるること

以上二の點なるものについて見ると職工側は第一回交渉委員が大電側と其の意見の一致に於て特別交渉委員の上層職員に言明せしめたものにて之れを承認したに過ぎず、後者は第二の交渉委員に大電側上層の要求條件である

日午後六時田中警務部長は大電側労働争議解決の爲め職工側第一回交渉委員各代表を招いて左の點なるものを一案として提示し職工側の意見を求めた之れにつき午後七時四十分委員と職工の上層に於て回答すべしとて一應取つた

田中警務部長の仲裁として提出した書

其 一 書

一 此種罷業を希望する者は全部御座ししむること但し事業の關係上人員の不足は已むを得ざるも本事業に關しては犠牲者を出さざる

其 二

一 労働條件に對しては労働團體と交渉し組合員各自一切交渉を遂げざる

二 労働團體は會社に從事せる労働者百人以上を以て組織せる

三 労働團體に加入する場合は會社に交渉を爲すこと

5.18 會社遂之

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

職工側承諾す
圓滿なる解決を遂ぐ

電業組合員
また騒ぐ

福島署の警戒で
間もなく解散す

大電側も便くなる
警戒の眼愈々光らん

大電側も便くなる
警戒の眼愈々光らん

大電側も便くなる
警戒の眼愈々光らん

大電側も便くなる
警戒の眼愈々光らん

大毎糾弾
友愛會から

大毎糾弾
友愛會から

大毎糾弾
友愛會から

大毎糾弾
友愛會から

大毎糾弾
友愛會から

大毎糾弾
友愛會から

大毎糾弾
友愛會から

大毎糾弾
友愛會から

大毎糾弾
友愛會から

着阪と共に検束
赤痢會の堺直柄嬢等

着阪と共に検束
赤痢會の堺直柄嬢等

着阪と共に検束
赤痢會の堺直柄嬢等

北文商店

北文商店

北文商店